

令和 7 年 5 月 県 議 会 臨 時 会 議 案 一 覧

第 1 号 専決処分事項の承認について

- 訴 訟 の 提 起 高松地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 4 号香川県人事委員会「令和元年（措）第 1 号事案」の判定取り消し事件の判決に対して高松高等裁判所に控訴するもの。
- 1 審判決概要 令和元年 1 0 月に県内中学校で実施された集団宿泊学習等における正規の勤務時間の割振り及び休憩時間の明示的な
（敗訴部分） 付与について、校長が職務上の義務に違反したことによって原告の法律上保護された権利利益を侵害したことから、香川県に損害賠償として 5 万円の支払いを命じたもの。
- 控 訴 の 趣 旨 （1）原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
 （2）前項の部分の被控訴人の請求を棄却する。
 （3）訴訟費用は、1 審及び 2 審とも被控訴人の負担とする。
- 専 決 処 分 日 令和 7 年 4 月 4 日